

## 鳥取県における世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間記念イベント業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、「鳥取県における世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間記念イベント業務」(以下「業務」という。)において、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)の実施に際して必要な事項を定める。

### (委託業務の内容)

第2条 県は、経験・技術・企画力を有する民間事業者等を活用し、効果的に業務を実施するために業務を委託する。

2 業務の内容は、広く県民に対して発達障がい理解啓発に係るイベントを実施することとし、詳細は「鳥取県における世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間記念イベント業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)による。

### (予算額)

第3条 予算額は次のとおりとする。

金1,788,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

### (委託期間)

第4条 委託期間は、契約日から平成30年5月8日までとする。

### (参加資格要件)

第5条 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件業務の調達公告の日から企画提案書の提出の日までの間において、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」であること。
- (4) 本件業務の調達公告の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に掲げる暴力団員又は同条第2号に掲げる暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

### (募集方法)

第6条 本プロポーザルの実施要領(以下「実施要領」という。)及び仕様書等は、平成29年12

月7日（木）から平成30年1月12日（金）までの間にインターネットのホームページ（（とりネット（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kodomohattatu/>））に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

平成29年12月7日（木）から平成30年1月12日（金）までの間（土曜日、日曜日、祝日及び平成29年12月29日（金）から平成30年1月3日（水）までの間を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 本要領第17条に定める場所

(参加表明書提出期限)

第7条 本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明をするものとする。なお、本プロポーザルへの参加は、参加表明書、事業概要及び事業実績を期日までに提出した者に限る。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 事業者概要及び事業実績（様式第2号）

(2) 提出期限、提出場所、提出部数及び方法

ア 提出期限 平成29年12月22日（金）午後5時15分

イ 提出場所 本要領第17条に定める場所

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参又は郵送（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）

持参による提出の場合は、提出期限までの日（土曜日、日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付ける。郵送による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(質問の受付)

第8条 本プロポーザルに関する質問の受付については以下のとおりとする。

(1) 質問がある場合は、質問内容を明確に記載し、12月27日（水）午後5時15分までに本要領第17条に定めるメールアドレス宛てに電子メール（様式自由）で質問すること。

(2) 電子メール以外での質問は受け付けない。

(3) 質問とその回答は、全参加表明者に電子メールで送信するとともに、インターネットのホームページ（（とりネット（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kodomohattatu/>））に掲載する。

(提案書の作成)

第9条 企画提案書は、次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案に必要な書類

ア 企画提案書（様式第3号）

イ 別添仕様書に基づく各業務等の具体的実施案（企画の趣旨やコンセプト、具体的な実施内容）

ウ 実施体制、実施スケジュール

具体的な日時、会場、講師・出演者案、会場レイアウト、スタッフの配置人数等を盛り込むこと。

エ 概算見積書

委託業務の実施に必要な経費の見積りを提出すること。なお、様式は任意とするが、積算内訳を明記すること。

(2) 企画提案書の受付期間、提出場所及び方法等

ア 受付期間 参加表明書、事業概要及び事業実績提出後から平成30年1月12日（金）まで

イ 提出期限 平成30年1月12日（金）午後5時15分

ウ 提出場所 本要領第17条に定める場所

エ 提出書類の形式 用紙サイズはA4判（必要に応じてA3判の折り込みも可とする）用紙とし、様式及び枚数は任意とする。

オ 提出部数 正本1部、副本4部 計5部

カ 提出方法 持参又は郵送（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）

持参による提出の場合は、提出期限までの日（土曜日、日曜日、祝日及び平成29年12月29日（金）から平成30年1月3日（水）までの間を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付ける。郵送による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。なお、企画提案書は原則として返却しない。

(3) その他留意事項

ア 業務実施体制、実施責任者、事業所概要等について追加説明資料を求められた場合は、速やかに提出すること。

イ 提出書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合、企画提案書を無効とすることがある。

(審査会)

第10条 県は、企画提案等の順位を決定するため、「鳥取県における世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間記念イベント業務委託に係る審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。

3 審査会は、計4名で構成し、2名以上を県職員以外の委員とする。

4 審議に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

(評価要領)

第11条 審査の評価方法及び評価基準等は、「鳥取県における世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間記念イベント業務委託評価要領」にもとづく。

(提案者の失格)

第12条 県は、提案者のうち審査会委員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

(審査結果)

第13条 県は、審査結果(順位、評価点等)を提案者全員に文書で通知するものとする。なお、審査結果は、採用決定、次点又は順位、ほかその他必要と認める事項を記載し、その公表方法は審査会の決定に基づいて行うものとする。

(契約締結)

第14条 契約は、最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(スケジュール)

第15条 契約の締結に至るまでの手続き及び時期は、おおむね次のとおりとする。ただし、状況に応じて前後する場合がある。

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (1) 公募開始        | 平成29年12月7日(木)  |
| (2) 参加表明書提出期限   | 平成29年12月22日(金) |
| (3) 質問受付期限      | 平成29年12月27日(水) |
| (4) 企画提案書提出期限   | 平成30年1月12日(金)  |
| (5) 審査会開催(審査実施) | 平成30年1月中旬頃     |
| (6) 審査結果の通知     | 平成30年1月中旬頃     |
| (7) 契約締結        | 平成30年1月下旬頃     |

(暴力団の排除について)

第16条 契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会することがある。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
  - ア 暴力団員を役員等(受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
  - イ 暴力団員を雇用すること。
  - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
  - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
  - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(各種書類の提出先及び問い合わせ先)

第17条 各種書類の提出先及び問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課

電話 0857-26-7865 / ファクシミリ 0857-26-8136

メールアドレス [kodomoshien@pref.tottori.lg.jp](mailto:kodomoshien@pref.tottori.lg.jp)

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に際し、必要な事項は、福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年11月20日から施行する。

(様式第1号)

## 参加表明書

平成 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

所在地

商号又は名称（共同事業体にあつてはその名称）

代表者名

㊟

電 話

ファクシミリ

E・m a i l

担当者職氏名

鳥取県における世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間記念イベント業務委託に係る公募型プロポーザルに参加を希望します。

なお、当該業務に係る参加資格の要件に該当すること、並びに本書及びその他書類の記載内容は事実と相違ないことを誓約します。

提出期限 平成29年12月22日（金）午後5時15分まで

(様式第2号)

## 事業者概要及び事業実績

年 月 日現在

### 【事業者概要】

事業者の概要	商号又は名称	
	代表者氏名	
	本社所在地	
	電話番号・FAX	
	設立年月日	
	資本金	
	従業員数(人)	
	事業者概要 特記事項	
	鳥取県内の支社等 の名称・所在地	

### 本業務取扱予定支店等の概要

業務取扱 支店等の概要	支店等名称	
	支店等代表者氏名	
	支店等所在地	
	電話番号・FAX	
	開設年月日	
	従業員数(人)	

※事業者概要の分かるパンフレット等があれば添付すること。

※従業員数は、参加表明書提出時の現員を記入すること。

### 【事業実績】

平成24年度以降に受託した類似業務について、主なものを記載してください。

実施年度	
業務名	
発注者	
業務概要・期間	
契約金額	

実施年度	
業務名	
発注者	
業務概要・期間	
契約金額	

実施年度	
業務名	
発注者	
業務概要・期間	
契約金額	

※個々の事業の内容が確認できる成果物等があれば、写し等を添付すること。

※欄が不足する場合には複写して記入すること。

### 3 担当者

所属・役職		連絡先	電 話
氏 名			ファクシミリ



(様式第3号)

# 企 画 提 案 書

平成 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取県における世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間記念イベント業務委託に係る公募型プロポーザルについて、企画提案書及び添付書類を別添のとおり提出します。

事業者所在地  
商号又は名称  
代表者名

㊞

## 【連絡先】

担当者所属・氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_  
ファクシ番号 \_\_\_\_\_  
E-mail \_\_\_\_\_